

プレジャーボートなどの漁港使用について

(平成23年度漁港施設使用許可申請手続きのご案内)

平成23年3月

プレジャーボートなどが漁港を使用する場合は、漁港所在地の市町村長の許可を受ける必要があります。

このご案内は、許可申請する際の「申請手続き及び使用に当たっての留意事項」などを取りまとめたものです。

なお、内容で不明な点がありましたら、漁港の所在する市役所・町村役場又は道庁漁港漁村課、最寄りの総合振興局（振興局）水産課へお問い合わせください。

漁港管理者 北海道

- ◇漁港は漁業者の仕事場です。迷惑駐車やごみのポイ捨てはやめましょう。
- ◇漁業活動や他の船舶の航行を妨げないように注意し、漁具には近づかないようにしましょう。
- ◇天候・海況だけでなく自分の体調にも配慮し、どんな時でも安全に気を付けましょう。
- ◇救命胴衣はあなたの生命を守ります。沖に出るときは必ず着用しましょう。

目次

1	申請手続きから許可を受け漁港を使用するまでの流れ	P 1
2	漁港を使用するときの基本事項	P 2
	①漁港を使用できる船舶、できない船舶	
	②使用できる漁港と使用できる漁港の施設	
	③申請先は市町村、使用できる方法は短期間使用と長期間使用	
	④使用料金と使用料の納入	P 3
	短期間使用の場合	
	長期間使用の場合	
	船舶保管施設用地を使用する場合	
3	漁港を使用するときの具体的な申請手続きのしかた	
	○ 申請手続きに当たっての留意事項	P 4
	○ 漁港の使用方法別の申請手続き	
	①船揚場（斜路）を使用したいとき	P 5
	②岸壁、防波堤などに長期間係留したいとき	P 5
	③寄港による係留をしたいとき	P 6
	④動力式のゴムボートを使用したいとき	P 6
	⑤移動式クレーンによる使用をしたいとき	P 7
	* 巻末に「申請書の記載例」「施設使用許可指令書に記載されている遵守事項」を添付しています	
4	こんな時はどうすればいい Q & A	P 8 ~ P 10
	①使用料金を算定する期間の考え方	
	②許可を受けた日が時化で使えなくなったとき	
	③船名が変わったとき・推進機関を変更したとき	
	④許可期間内に船舟を変更したとき	
	⑤漁港の使用をしなくなったとき	
	⑥指令書（許可証）又はステッカー（許可済証）をなくしたとき	
	⑦前納した使用料の還付を受けられる場合	
	⑧添付書類の省略について	
5	漁港を使用するときの注意、知っておきたいこと	P 10 ~ P 11
6	問い合わせ先	
	北海道庁及び総合振興局（振興局）関係	P 12
	漁港の所在する市町村関係	P 13 ~ P 16
7	プレジャーボート等が使用できる漁港一覧表	P 18 ~ P 19
8	各種様式（申請に必要な添付書類）	P 20 ~ P 28
	①指定（指示）施設使用許可申請書	
	②船舟使用承諾書	
	③船体管理人選任届	
	④土地駐車場使用承諾書	
	⑤船舟横付け施設使用承諾書	
	⑥クレーン操作による船舟の上下架承諾証明書	
	⑦船舟名・推進機関の種類・推進機関の馬力 変更届	
	⑧甲種漁港施設使用中止届け	
	⑨「ボートトレーラーで船揚場（斜路）を利用する場合に車両確認事項」	
9	プレジャーボート等が使用できる漁港位置図（概略図）	
10	「申請書の記載例」及び「施設使用許可指令書に記載されている遵守事項」	

1 申請手続きから許可を受け漁港を使用するまでの流れ

船揚場（斜路）の使用の例で基本的な申請等の流れを示します。
詳しくは次頁以降の「漁港を使用するときの基本事項」「漁港を使用するときの具体的な申請手続きのしかた」「漁港を使用するときの注意、知っておきたいこと」を参考にしてください。



<キャンセル等について>
○原則として、キャンセルはできません。
○許可を受けた日が時化等で使用できない場合は、事前に許可を受けた市町村に使用日の変更を申し出てください
○許可期間内に船舟を変更する場合は、新たに使用許可を受けることとなります。長期で漁港を使用する場合は、船舟等の更新を含め計画的にお申し込み下さい。

2 漁港を使用するときの基本事項

漁港を使用できる船舶、できない船舶

○許可を受け漁港を使用できる船舶

漁船以外の、許可の対象となる船舶は次のとおりです。

- ①モーターボート
- ②機関付ヨットなど
- ③遊漁船
- ④観光船
- ⑤動力付きゴムボート（使用できる漁港は限られます。P18～P19を参照してください）
- ⑥工事用作業船 などです。

* 船舶検査を受け、船舶検査証書及び船舶検査済票の交付を受けている船舶が対象です

○漁港を使用できない船舶

水上オートバイ、手こぎボート等については、漁港内において防波堤等により漁船等の他の船舶から見え難く衝突の危険が伴うことなどから、原則として使用できません。

* 水上オートバイ、手こぎボート以外の使用できない船舶

- ①無動力ゴムボート
- ②カヌー
- ③シーカヤック
- ④長さ3メートル未満のエンジン出力が1.5キロワット未満の小型船舶

使用できる漁港と施設

プレジャーボート等が使用できる漁港と期間は、P18～P19の漁港一覧をご覧ください。

漁港によって使用できる施設などが違いますので、ご注意ください。

使用できる漁港施設は、

- ①船揚場 ②岸壁 ③防波堤 ④船舶保管施設用地 などです。

* プレジャーボート等が使用できる漁港施設は、北海道漁港管理条例により指定施設と指示施設に区分されています。

使用できる期間は指定施設・指示施設とも最長1年間です。

指示施設は年度内（4月～翌年3月）の使用期間となり、指定施設は最長1年間の使用期間で年度をまたいで使用することができます。

指示、指定施設とも申請手続きは同じです。

詳しくは、P11をご覧ください。

申請先は市町村、使用できる方法は短期間使用と長期間使用

○申請先

プレジャーボート等の使用許可は漁港が所在する市町村が行っています。

申請の照会等については、P13～P16の漁港の所在する市町村一覧を参考にしてください。

○使用できる方法

使用料の区分から短期間使用と長期間使用に区分しています。

①短期間使用

1日単位又は連続する7日間以内の使用をいいます。

主に、船揚場（斜路）・寄港による使用です。

②長期間使用

短期間使用以外の使用をいいます。

主に、岸壁、防波堤などの使用です。

使用料金と使用料の納入

○使用料は前納が基本です。

- ① 市町村が許可をした場合、施設使用許可指令書とともに納入通知書（市町村により名称、様式が異なります）などが発行されますので、必ず指定期日までに納入してください。
- ② 万一、指定期日経過後も納入されない場合は、新たな許可申請があっても許可されないことがあるのでご注意願います。
- ③ 使用料は、申請書に記載された「使用期間」により算定されますので、正確に使用日時を記載してください。

○短期間使用の場合 *主に、船揚場（斜路）を使用する場合
1日船長1mあたり105円で計算される額になります
(参考)

(単位：円)

使用日数 \ 船長	5 m	6 m	7 m	8 m	9 m	10 m	11 m
1 日	525	630	735	840	945	1,050	1,155
2 日	1,050	1,260	1,470	1,680	1,890	2,100	2,310
3 日	1,575	1,890	2,205	2,520	2,835	3,150	3,465
4 日	2,100	2,520	2,940	3,360	3,780	4,200	4,620
5 日	2,625	3,150	3,675	4,200	4,725	5,250	5,775
6 日	3,150	3,780	4,410	5,040	5,670	6,300	6,930
7 日	3,675	4,410	5,145	5,880	6,615	7,350	8,085

* 使用料金は「使用日数」と「船長」で算定しますが、船長のメートル未満の端数は、切り上げてメートル単位で計算されます。(例：6.3 m → 7 m)

○長期間使用の場合（指示施設の使用期間は、当該年度内です。）

区 分	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 1年まで
船長1m あたり	800円	2,000円	3,400円	4,700円	5,200円

* 料金は「〇月以上〇月未満」で区分されますが、期間の解釈の誤りから使用料に誤解が生じるケースがありますので十分に注意してください。
期間の考え方については、P8の「Q&A」をご覧ください。

※早見表

(単位：円)

使用期間 \ 船長	5 m	6 m	7 m	8 m	9 m	10 m	11 m
1月未満	4,000	4,800	5,600	6,400	7,200	8,000	8,800
1月以上3月未満	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000
3月以上6月未満	17,000	20,400	23,800	27,200	30,600	34,000	37,400
6月以上9月未満	23,500	28,200	32,900	37,600	42,300	47,000	51,700
9月以上1年まで	26,000	31,200	36,400	41,600	46,800	52,000	57,200

③船舶保管施設用地を使用する場合

一部の漁港では船舶の保管ができます。
保管隻数に上限がありますので留意してください。
使用料は、1日船長1mあたり5円25銭です。

使用期間と使用料金について不明な点がある場合は、使用を希望する漁港所在地の市役所・町村役場又は最寄りの総合振興局・振興局水産課にあらかじめ確認してください。

3 漁港を使用するときの具体的な申請手続きのしかた

申請手続きに当たっての留意事項

- ① 1通の申請書で申請できるのは、1日単位と連続した期間の2通りです。
連続しない1日単位の申請は、それぞれの日について申請書が必要になります。

*下記、申請の例示③を参照してください

- ②申請できる期間は、長期間使用の場合で1年までです。
指示施設については、年度内の使用期間となります。

③市町村への申請の期日

1. 月の1日以降に使用を開始したい場合は、
前月の1日から15日までの間に申請してください。
2. 月の16日以降に使用を開始したい場合は、
前月の16日から末日までの間にも申請ができます。

15日又は末日（申請期日）が閉庁日の場合は翌開庁日が期日になります
申請書は、これらの期日を過ぎると受理できませんので、ご注意ください

☆☆☆☆☆☆☆☆申請の例☆☆☆☆☆☆☆☆

- ① ア 5月3日から5月5日までの連続する3日間使用したい場合
イ 5月15日から5月17日までの連続する3日間使用したい場合
ア、イの事例は、4月1日から15日までの間に申請してください
- ② ア 5月16日に使用したい場合
イ 5月16日から5月18日までの連続する3日間使用したい場合
ウ 5月31日から6月6日までの連続する7日間使用したい場合
ア、イ、ウの事例は、2通りの申請期日を選択することができます。
・ 4月1日から15日までの間に申請
・ 4月16日から4月30日（末日）までの間に申請
- ③ 5月3日から5月5日までの連続する3日間と5月16日を使用したい場合
3日から5日までの分の申請書1部と16日分の申請書1部の計2部の申請書が必要になります。この場合の添付書類は、1部となります。

漁港の使用方法別の申請手続き

船揚場（斜路）を使用したいとき

ボートトレーラーによる一般的な利用形態となっています。
1日単位又は連続する7日間以内の日数（長期間使用することも可能です）

【申請に必要な書類】

- ① 指定（指示）施設使用許可申請書（別紙様式－1）
巻末の記載例を参照してください
(添付書類)
 - ・ 船舶検査証書の写し
 - ・ 船舟全体を撮影した写真
(船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号が確認できるもの)
 - ・ 船舟使用者の海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し
 - ・ 「ボートトレーラーで船揚場（斜路）を利用する場合の車両確認事項」（添付様式）
- ② その他、該当者が添付しなければならない書類
 - ・ 申請者と船舟所有者が異なる場合は「船舟使用承諾書」（別紙様式－2）
 - ・ 漁港付近に駐車場を確保した場合は「土地駐車場使用承諾書」（別紙様式－4）
 - ・ 損害賠償保険に加入している場合は、保険証券の写し

漁港によって駐車場の確保が必要な場合がありますので、予め使用しようとする漁港が所在する市町村に問い合わせてください。

岸壁、防波堤などに係留したいとき

岸壁・防波堤などを使用する場合です。
主に長期間の使用で、最長1年まで使用できます。

【申請に必要な書類】

- ① 指定（指示）施設使用許可申請書（別紙様式－1）
巻末の記載例を参照してください
(添付書類)
 - ・ 船舶検査証書の写し
 - ・ 船舟全体を撮影した写真
(船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号が確認できるもの)
 - ・ 船舟使用者の海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し
- ② その他、該当者が添付しなければならない書類
 - ・ 申請者と船舟所有者が異なる場合は「船舟使用承諾書」（別紙様式－2）
 - ・ 申請しようとする者が、使用しようとする漁港の所在する市町村に住所又は居所を有していない場合は、時化等による係留船舟の安全を確保するため「船体管理人選任届」（別紙様式－3）
なお、船体管理人は、使用しようとする漁港の所在する市町村に住所又は居所を有していなければなりません。
 - ・ 複数の船舟を横付けにして使用することを条件としている漁港の許可申請は「船舟横付け施設使用承諾書」（別紙様式－5）
 - ・ 遊漁船業の適正化に関する法律第3条の規定による遊漁船業者の登録を受けた者が申請する場合
法第5条第2項による都道府県知事からの通知書の写し
 - ・ 損害賠償保険に加入している場合は、保険証券の写し

* 注意事項

岸壁、防波堤などの長期間使用を希望される方は、船揚場と重複して申請できません。

寄港による係留をしたいとき

寄港は、原則として、乗員の休憩、燃料、食糧などの物資の補給及び観光等を目的とした施設の使用とします。

使用可能な漁港に限られます（全道22漁港）ので、P18～P19の漁港一覧を参照して下さい。

施設の使用時間は原則として24時間以内とします。

なお、気象条件、船舟の故障、疾病など事情やむを得ない理由により使用時間を延長する場合は市町村に申し出て承認を受けてください。

申し出の日が祝休日で市町村の閉庁日の場合は、他の船舟の妨げにならないよう施設を使用し、直近の開庁日に市町村に事後報告してください。

【申請に必要な書類】

①指定（指示）施設使用許可申請書（別紙様式-1）

巻末の記載例を参照してください

（添付書類）

- ・船舶検査証書の写し
- ・船舟全体を撮影した写真
（船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号が確認できるもの）
- ・船舟使用者の海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し

②その他、該当者が添付する書類

- ・申請者と船舟所有者が異なる場合は「船舟使用承諾書」（別紙様式-2）
- ・損害賠償保険に加入している場合は、保険証券の写し

動力式ゴムボートを使用したいとき

他の船舟同様に使用することができますが、使用可能な漁港に限られます（全道22漁港）ので、P18～P19の漁港一覧を参照してください。

なお、許可申請できる動力式ゴムボートは、船舶安全法第5条による船舶検査を受け、船舶検査証書及び船舶検査済証の交付を受けているゴムボートに限ります。

* 注意事項

漁船及び他の船舟からの視認性を高め事故を未然防止するため、海面から概ね2メートル以上の高さにオレンジ色の旗を掲げなければなりません。

【申請に必要な書類】

①指定（指示）施設使用許可申請書（別紙様式-1）

巻末の記載例を参照してください

（添付書類）

- ・船舶検査証書の写し
- ・船舟全体を撮影した写真
（船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号が確認できるもの）
- ・船舟使用者の海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し

（次の書類の添付が必要な場合があります）

- ・船舟全体を撮影した写真及びオレンジ色の旗を掲げていることが確認できる写真
ただし、船舟全体を撮影した写真で、船舶番号等及びオレンジ色の旗が確認できる場合は添付不要です。

②その他、該当者が添付する書類

- ・申請者と船舟所有者が異なる場合は「船舟使用承諾書」（別紙様式-2）
- ・漁港付近に駐車場を確保した場合は「土地駐車場使用承諾書」（別紙様式-4）
- ・損害賠償保険に加入している場合は、保険証券の写し
- ・ボートトレーラーで船揚場（斜路）を使用する場合は、「ボートトレーラーで船揚場（斜路）を利用する場合の車両確認事項」（添付様式）

移動式クレーンによる使用をしたいとき

移動式クレーンにより上下架して使用できる漁港は限られます（全道で10漁港）ので、P18～P19の漁港一覧を参照してください。

なお、クレーンの資格を有している者が操作することが条件になります。

【申請に必要な書類】

①指定（指示）施設使用許可申請書（別紙様式-1）

巻末の記載例を参照してください

添付書類

- ・船舶検査証書の写し
- ・船舟全体を撮影した写真
（船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号が確認できるもの）
- ・船舟使用者の海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し
- ・クレーン操作する資格を有していることを証明する修了証又は免許証の写し
- ・玉掛け技能講習を終了していることを証明する修了証の写し

②申請者以外の者に申請者が依頼して上下架する場合の添付書類

- ・「クレーン操作による船舟の上下架承諾証明書」（別紙様式-6）
- ・クレーン操作する資格を有していることを証明する修了証又は免許証の写し
- ・玉掛け技能講習を終了していることを証明する修了証の写し

*クレーン付のトラックを使用する場合、駐車場の確保が必要な場合がありますので、予め使用しようとする漁港が所在する市町村に問い合わせてください。

☆☆☆☆☆☆☆☆申請の留意事項など☆☆☆☆☆☆☆☆

添付書類が省略できる場合

（船に変更のない場合に限られます）

○年度内の同一市町村への2回目以降の申請

申請先の市町村から既に許可を受けている場合で、2回目以降の申請が年度内である場合は、最初の申請に添付した全ての書類を省略することができます。

○年度を越えて省略できる場合

次の条件を満たせば、従来からの船舟の写真に加え、船舶検査証書の写しや船舟使用者の海技免状又は小型船舶操縦免許証の写しについても年度を越えて省略できるようになりました。省略の条件はそれぞれ次のとおりです。

- ・船舟の写真
～申請の日から過去1年間に許可を受けた実績のある市町村への申請で、船舶番号や船舶検査済票等に変更がない場合。
- ・船舶検査証書の写し、小型船舶操縦士免許証又は海技免状の写し
～申請の日から過去1年間に許可を受けた実績のある市町村への申請で、船舶番号や船舶検査済票等に変更がなく、かつ、船舶検査証書や小型船舶操縦士免許証又は海技免状が、使用しようとする期間内に有効である場合。
 - *ただし、許可期間内に有効期間が満了する場合は、新たに交付を受けた船舶検査証書や小型船舶操縦士免許証又は海技免状の写しを、速やかに市町村に送付してください。

P9「添付書類の省略について」を参照してください

使用者の決定

○使用許可にあたって、次の審査基準により使用者を決定します。

- ①「漁港に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者」から申請があった場合は許可しません。
- ②損害賠償保険に加入している者など、市町村長が認める正当な理由に該当する項目の多い者を優先に許可します。
- ③使用許可隻数を上回る申請があった場合は、上記②による許可をした後、抽選により使用者を決定します。

抽選は公開により行いますので、立会を希望される方は、抽選日等を申請先の市役所・町村役場にお問い合わせください。

4 こんな時はどうすればいい Q & A

使用料金を算定する期間の考え方

使用期間の区分が「1月未満」と「1月以上3月未満」の事例

- Aさんは、B漁港の船揚場を使用するため、C町役場へ4月5日から5月4日までの使用期間で許可申請しました。
Aさんの解釈では4月5日から5月4日までの使用期間なので、長さ4.15m（メートル未満の端数は切上げて5メートル）の船を使用するAさんは「1月未満」の料金（船長1メートルあたり800円）が適用され、使用料金は、 $800円 \times 5m = 4,000円$ になるものと解釈していました。
- その後、Aさんに対してC町役場から、B漁港の施設使用許可指令書と漁港施設使用料の納入通知書の送付がありました。内容を確認したところ、納入通知書に記載されている使用料の金額が10,000円となっていたため、C町役場へ確認したところ、担当職員から次のような説明を受けました。
- （C町役場担当者）『Aさんからの申請は、使用期間が4月5日から5月4日までの申請となっており、期間計算上、使用期間はちょうど1月となります。
この場合、長期間の料金区分では「1月以上3月未満」の料金（船長1メートルあたり2,000円）が適用となり、Aさんの申請に基づく使用料金は、 $2,000円 \times 5m = 10,000円$ となります。』との回答を受けました。

* 「1月以上」と「1月未満」の違いに十分注意し申請してください。

許可を受けた日が時化で使えなくなったとき

使用日の変更承認を受けることができます。

- 許可を受けた日が時化等の気象条件により使用できないことが予想される場合、使用日の前日までの開庁日に許可を受けた市役所・町村役場に電話などにより、「使用日の変更承認」を申し出ることができます。
申し出の際は、変更後の使用日も申し出てください。

* 「使用日の変更承認」にあたっての留意事項

- ① 許可を受けた市役所・町村役場の承認後でなければ使用することができません。
事後の申し出については使用日の変更は承認できませんのでご注意ください。

（例） 許可を受けていた使用日（土曜日）を翌日の日曜日又は連続する祝祭日に変更しようとする場合は、市役所・町村役場が開庁している金曜日までに連絡をしなければ変更して使用することができません。（許可使用日の前日までの開庁日）

（例） 寄港の場合についても、原則、許可使用日の前日までの開庁日に連絡することとしますが、複数の漁港に寄港する場合は、使用日を確定できないことも想定されることから、変更予定日の前日（開庁日）までに、許可を受けた市町村へ連絡することとなります。

- ② 承認にあたっては、駐車場を別に確保していただく場合があります。

船名が変わったとき・推進機関を変更したとき

船名や推進機関の種類、馬力数を変更したときは、使用許可を受けた市役所・町村役場に速やかに届け出をしてください。

「船名、推進機関の種類、推進機関の馬力変更届」（別紙様式一七）

許可期間内に船舟を変更したとき

新たに使用許可を受けてください。

漁港を使用をしなくなったとき

自己の都合による船舟の廃船等により使用許可を受けた漁港施設を使用しなくなった場合は使用許可を受けた市役所・町村役場に速やかに届け出をしてください。

「甲種漁港施設使用中止届」（別紙様式－８）

ただし、自己都合の場合は使用料の還付対象にはなりません。

指令書（許可証）又はステッカー（許可済証）をなくしたとき

亡失又は著しく損傷した場合は、使用許可を受けた市役所・町村役場に電話等により申し出て、再交付を受けてください。

前納した使用料の還付を受けられる場合

1ヶ月以上の長期間の使用許可を受けた方で、許可を受けた年度内であって次の要件を満たす場合に限り、本人からの請求により1ヶ月単位で還付します。
なお、1ヶ月未満は還付の対象になりませんのでご注意ください。

（還付の要件）

- ①使用許可期間中に遭難等による船体の滅失や船体等の破損又は病気・怪我での入院等により、使用できなくなった場合
- ②上記①について公的機関等が証明する書類を提出できる場合

（還付の手続）

還付の事務は、使用された漁港が所在する市町村を管轄する総合振興局・振興局が行います。
詳細については総合振興局・振興局にお問い合わせください。

添付書類の省略について

P7「申請の留意事項など」に記載のとおり、規定（条件）に応じて、当該年度内又は翌年度において添付書類を省略することが出来ます。次の具体例を参考にしてください。

（例1）長期許可（係留）の場合

Aさんは平成22年4月からB町に所在するC漁港の長期許可（1年間）を受けており、平成23年4月から継続して使用するため、B町に許可申請しようとしています。Aさん所有の「ノースシー」の船舶検査証書の有効期限は平成23年9月10日です。受有する船舶免許は1級小型船舶操縦士で有効期限は平成25年6月30日です。この場合、平成23年4月から1年間の許可申請に当たり、

- ①従前からの規定により、使用船舶に変更がなく、平成22年度にB町に許可の実績があるので、船舟全体の写真の添付を省略できます。
- ②今回の規定変更により、申請時点では船舶検査証書の有効期限内であり使用船舶にも変更がなく平成22年度にB町の許可実績があるので、船舶検査証書の写しの添付を省略できます。
- ③小型船舶操縦士免許証の写しについても、平成24年3月までに有効期限が到来しないので添付を省略できます。

《注意！》

ただし、船舶検査証書の有効期限が使用許可期間中の9月10日に到来するため、Aさんは期限までにJCIに申請し更新手続きを終え、新たに交付された船舶検査証書の写しを速やかにB町に送付しなければいけません。

（例2）短期許可（斜路利用）の場合

Bさんは平成22年において、5月から9月の間にC町に所在する漁港の短期許可（斜路利用）を3回受けていました。

平成23年5月にD漁港の斜路を使用するため、C町に短期許可の申請をしようとしています。

Bさん所有のプレジャーボート「ノースポイント」の船舶検査証書の有効期限は平成23年8月31日です。

受有する船舶免許は1級小型船舶操縦士で有効期限は平成24年3月31日です。この場合、平成23年5月の許可申請に当たり、

- ①従前からの規定により、使用船舶に変更がなく、平成22年度にC町に許可の実績があるので、船舟全体の写真の添付を省略できます。
- ②今回の規定変更により、申請時点では船舶検査証書の有効期限内であり使用船舶にも変更がなく平成22年度にC町に許可の実績があるので、船舶検査証書の写しの添付を省略できます。
- ③小型船舶操縦士免許証の写しについても添付を省略できます。

(例3) 短期許可(斜路利用)で、同一年度内に添付書類の有効期限が到来する場合、例2のBさんが、更に平成23年9月にC町に所在する漁港の斜路を利用しようとする場合、Bさん所有のプレジャーボート「ノースポイント」の船舶検査証書の有効期限は平成23年8月31日ですので、船舶検査証書写しの省略はできません。また、未更新のままでは申請を受け付けることができませんので、注意してください。船舶検査証書の更新を受け、写しを添付できる場合は、

- ①同じ許可年度の同一市町村への2回目以降の申請なので、この場合は船舶検査証書の写し以外の添付書類を全て省略できます。

《注意！》

Bさんが9月に引き続き10月にC町に斜路利用の申請をする場合、全ての添付書類を省略できます。

ただし、BさんがC町に許可年度が替わる平成24年4月の申請を行う場合、船舟の写真、船舶検査証書の写しの添付を省略することが出来ませんが、更新された小型船舶操縦士免許証の写しのほか、所定の添付書類が必要となります。

5 漁港を使用するときの注意、知っておきたいこと

漁港を使用するときの留意事項

使用許可を受けた漁港施設の使用に当たり、施設使用許可指令書の裏面(巻末に添付しています)に記載されている遵守事項を含め、特に留意して頂きたい事項を掲載してあります。

- ①使用許可を受けた施設以外の施設は使用できません。
- ②港内航行速力や車両制限速度など、「維持運営計画」において指示された事項を遵守してください。
- ③船体は常に自己の責任において適正に管理してください。
- ④漁港付近に駐車場を確保した方は、必ず、各自で確保した駐車場に駐車し、漁港内及び漁港周辺での迷惑駐車はしないでください。
- ⑤同乗者(遊漁船にあっては、利用者)の車両等の駐車場は、各自で必ず確保し、漁港内及び漁港周辺での迷惑駐車はしないでください。
- ⑥台風等の荒天が予想されるときは、速やかに所有船の停けい泊状態を点検し他の船舶に影響を及ぼさないよう注意してください。
- ⑦監視人、市町村職員、道職員などから安全上、使用上の指示があった場合は、従いましょう。

指定施設と指示施設について

①指定施設

指定施設は、北海道公報により告示する施設です。
新たに使用できる指定施設について、その都度北海道公報により告示します。
また、告示内容に変更等が生じた場合も北海道公報により告示します。
告示の内容等は、北海道のホームページにも掲載しています。

[<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/contents/gyoko/sub9.htm>]

[プレジャーボート等が使用できる漁港一覧 (PDF ファイル方式)]

告示する内容は、
・使用できる漁港名
・使用できる施設
・許可隻数 など 　　です。

②指示施設

指示施設は、条例に基づき漁港毎に定める「漁港維持運営計画」(※)に使用できる漁港施設を定めています。

この計画は、沿海各総合振興局・振興局産業振興部水産課で当該総合振興局・振興局管内分を、道庁水産林務部水産局漁港漁村課で全道分を閲覧できます。

また、プレジャーボートなどが使用できる漁港の所在する市役所・町村役場においても当該市町村分のみ閲覧することができます。

閲覧できる内容は、
・使用できる施設
・許可(使用)隻数
・受入期間 など 　　です。

※漁港施設の使用方法などを定めた
もので、条例により漁港毎に毎年
度定めることとなっています。

北海道のホームページなど

○北海道のホームページに掲載しておりますので、是非ご覧下さい。

漁港漁村課のホームページ【プレジャーボートなどの漁港使用について】

[<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/gkg/contents/gyoko/sub9.htm>]

○許可申請の手続きでご不明な点は、使用しようとする漁港が所在する市役所、町村役場又は管轄する各総合振興局・振興局にお問い合わせください。

次項6の「問い合わせ先」及びP13～P16の「漁港が所在する市町村一覧」をご覧ください。

6 問い合わせ先

北海道及び総合振興局・振興局関係

□道庁水産林務部水産局漁港漁村課
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
電話011-231-4111（内線28-321）

□石狩振興局産業振興部水産課
〒060-8558
札幌市中央区北3条西7丁目
電話011-231-4111（内線34-663）

□渡島総合振興局産業振興部水産課
〒041-8558
函館市美原4丁目6番16号
電話0138-47-9483（直通）

□檜山振興局産業振興部水産課
〒043-8558
檜山郡江差町字陣屋町336-3
電話0139-52-6554（直通）

□後志総合振興局産業振興部水産課
〒044-8588
虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話0136-23-1393（直通）

□空知総合振興局産業振興部林務課
〒068-8558
岩見沢市8条西5丁目
電話0126-23-2231（内線2547）

□上川総合振興局産業振興部林務課
〒079-8610
旭川市永山6条19丁目
電話0166-46-5959（直通）

□留萌振興局産業振興部水産課
〒077-8585
留萌市住之江町2丁目1番2号
電話0164-42-8471（直通）

□宗谷総合振興局産業振興部水産課
〒097-8558
稚内市末広4丁目2番27号
電話0162-33-2945（直通）

□オホーツク総合振興局産業振興部水産課
〒093-8585
網走市北7条西3丁目
電話0152-41-0657（直通）

□胆振総合振興局産業振興部水産課
〒051-8558
室蘭市海岸町1丁目4番1号
電話0143-24-9810（直通）

□日高振興局産業振興部水産課
〒057-8558
浦河郡浦河町栄丘東通56号
電話0146-22-9325（直通）

□十勝総合振興局産業振興部水産課
〒080-8588
帯広市東3条南3丁目
電話0155-26-9058（直通）

□釧路総合振興局産業振興部水産課
〒085-8588
釧路市浦見2丁目2番54号
電話0154-43-9212（直通）

□根室振興局産業振興部水産課
〒087-8588
根室市常盤町3丁目28番地
電話0153-23-6852（直通）

申請書類一覧

(◎：必須 ○：場合により必須 △：任意)

	船揚場(斜路)		岸壁・防波堤等			備考
		動力式 ゴムボート 使用の場合	寄港による 係留の場合	移動式 クレーン 使用の場合		
指定(指示)施設使用許可申請書	◎	◎	◎	◎	◎	別紙様式-1
船舶検査証書の写し*	◎	◎	◎	◎	◎	
船舟全体を撮影した写真*	◎	◎	◎	◎	◎	船体番号等が確認できるもの(動力式ゴムボートを使用の場合は、船体番号及びオレンジ色の旗が掲げられていることが確認できるもの)
船舟使用者の海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し*	◎	◎	◎	◎	◎	
船舶使用承諾書*	○	○	○	○	○	別紙様式-2 申請者と船舶所有者が異なる場合
土地駐車場使用承諾書*	○	○	-	-	-	別紙様式-4 駐車場の確保が必要な漁港の場合
損害賠償保険・保険証券等写し*	△	△	△	△	△	
船体管理人選任届*	-	-	○	-	-	別紙様式-3 漁港所在の市町村に居住の方は不要
船舶横付け施設使用承諾書*	-	-	○	-	-	別紙様式-5 複数隻を横付け係留する場合
遊漁船業の適正化に関する法律第5条第2項による都道府県知事からの通知書の写し	△	△	△	△	△	遊漁船業者として都道府県知事の登録を受けている場合
クレーン操作による船舟の上下架承諾証明書*	-	-	-	-	○	別紙様式-6 申請者とクレーン操作者が異なる場合
クレーンを操作する資格を有していることを照明する修了書または免許証の写し*	-	-	-	-	◎	申請者とクレーン操作者が異なる場合は、クレーンを操作する方の修了証等
玉掛け技能講習を修了していることを証明する修了証の写し*	-	-	-	-	◎	申請者とクレーン操作者が異なる場合は、クレーンを操作する方の修了証等

* 同一市町村内の漁港をかつて使用したことがある場合で、前回の申請時に提出した添付書類の内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。(船舟全体を撮影した写真については、前回の許可から1年以内の申請に限り添付を省略できます。)

* 添付書類の提出を省略した場合で、許可を受けた後に添付書類の内容に変更があった場合(小型船舶操縦士免許の更新により、新たな免許証の交付を受けた場合、船体管理者を変更した場合など)は速やかに変更後の添付書類(新たに交付された免許証の写しなど)を許可を受けた市町村まで送付してください。